

令和3年度 第1回 長野県犯罪被害者等支援条例検討部会

- 1 日 時：令和3年5月7日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室
- 3 出席者
委 員：尾崎万帆子、川上哲義、匂坂千穂、宮坂節勇
長野県：県民文化部（事務局 人権・男女共同参画課、くらし安全・消費生活課）
長野県警察本部（警務課犯罪被害者支援室）

1 開 会

○東補佐（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

皆様、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、長野県人権政策審議会犯罪被害者等支援条例検討部会を開会させていただきます。

私は、事務局を担当いたします人権・男女共同参画課の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の開催は、東京より御参加の尾崎委員はリモート参加となりますが、会場での御参加の委員の皆様へは、机の上に委嘱状、資料などを配付させていただきました。本来であれば、お一人お一人委嘱状をお渡しする予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防として、手渡しでの交付を省略させていただきました。失礼かと存じましたが、御了承いただきたいと思います。

なお、委員の皆様のお名前等につきましては、委員名簿を配付させていただきましたので御覧ください。名簿中、山本委員は本日所用により欠席されております。皆様におそろいいただけるよう調整がかなわなかったことを、お詫び申し上げます。

本会議の運営についてですが、人権政策審議会は原則公開としておりますので、本部会についても、これによります。

それでは、開会に当たりまして、長野県県民文化部長の中坪成海から御挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○中坪県民文化部長

改めまして、皆様こんにちは。4月から県民文化部長を務めております中坪でございます。検討部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様におかれましては、このたび本県の犯罪被害者等支援条例について検討いただく検討部会の委員に御就任をお願い申し上げました。お忙しい中にもかかわらず、快くお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃からそれぞれのお立場で県政に対しまして御指導、また御協力を賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚く

御礼申し上げます。

これまでの本県における犯罪被害者支援につきましては、平成17年度に施行されました犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえつつ、本県の人権施策全般の基本的な考え方、あるいは後ほど御説明もあろうかと思いますが、県としての人権施策推進基本方針に基づきまして、警察本部、また市町村はじめ、関係機関・団体と連携をして取り組んできたところでございます。

そんな中、昨年5月の坂城町における痛ましい事件におきましては、被害に遭われた方の御家族の生活に大変大きな影響が生じたところでありまして、本県としましても、犯罪に遭われた被害者の方の支援施策における課題というものを、改めて認識をしたところでございます。

一方で、先ほど申し上げましたように、犯罪被害者等基本法の施行を受けまして、近年他の都道府県においても、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定が進んでおります。今年の4月1日現在で、既に32の都道府県において条例が制定されておりまして、条例に基づいた施策の充実が図られているところでございます。

こうしたことから、本県におきましても、より被害者に寄り添った支援施策の充実を図るとともに、犯罪被害者に対する県民の理解の促進を図っていくために、できるだけ早期の制定を目指して条例の検討を行うこととしたところでございます。

委員の皆様におかれましては、本県のおかれた状況を踏まえた条例、あるいは支援施策が構築できますように、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御議論をお願いするところでございます。

冒頭、一言御挨拶を申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○東補佐

ここからは、着座にて失礼をいたします。

まず、ここで本部会について御説明をいたします。長野県犯罪被害者等支援条例検討部会設置要綱を御覧ください。

本部会は、犯罪被害者等支援条例について、専門的な知見を有する皆さんに検討していただくため、人権政策審議会に設置されております。委員は、名簿に記載の5名の方をお願いをしております。委嘱の期間は条例の制定までとなっており、今後のスケジュールは、資料8のとおり予定しております。今年度3回の会議で意見を取りまとめ、10月には人権政策審議会へ報告、知事への意見申述をいただき、その後、県内部での調整を経て、できるだけ早期に県議会へ議案を提出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、部会委員名簿に従いまして、委員の皆様のお名前を御紹介申し上げます。大変恐縮ですが、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

リモート参加の尾崎委員におかれましては、順にお名前をお呼びしますので、お手数ですが、御発言の際はマイクをオンに、終わりましたらマイクをオフに御操作をお願いいたします。

それでは、名簿に従いまして宮坂節勇様、お願いいたします。

○宮坂委員

このたび部会のメンバーに委嘱されました宮坂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

名簿には、県警の地域部長ということになっていますが、平成 26 年に長野県警察本部を定年退職しました。ここには県警本部警務課犯罪被害者支援室長ということで、この立場は、平成 17 年ですから、もう既に 15 年ぐらいたっていますが、県警の警務部の中にあります、当時は犯罪被害者対策室と言っていましたが、そこの室長をしていました。ただ企画と兼務していましたので、当時を反省しますと、課長補佐や係長におんぶにだっこで、兼務のほうの企画の仕事で真っ黒けになっていたということでございます。

退職後、民間企業に４年半ほど務めまして、その後、民間支援団体であります長野県犯罪被害者支援センターの専務理事としてお世話になって、今年で３年目になります。ようやく、この職におきまして犯罪被害者支援とはなんぞやということで理解をしているようなところでございます。このたびはいろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○東補佐

ありがとうございました。

続いて、尾崎万帆子様、よろしくお願いいたします。

○尾崎委員

尾崎です。本日はリモートでの出席となりまして、御手配いただきありがとうございます。私は、白梅学園大学で講師を務めております。専門は犯罪被害者学です。専門のバックグラウンドとなる学問としては法学でございます。皆様のお手元にある委員名簿にもございますように、全国に犯罪被害者当事者を中心に被害者が条例を全国に制定を呼び掛けていくという団体である「被害者が創る条例研究会」でお手伝いをさせていただいているところでございます。

近年、地方自治体における犯罪被害者支援を中心に研究テーマとしておりまして、何かこの長野県の条例制定に少しでもお力になればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○東補佐

ありがとうございました。

続いて、匂坂千穂様、よろしくお願いいたします。

○匂坂委員

長野県弁護士会所属、弁護士の匂坂千穂と申します。よろしくお願いいたします。

昨年度から、長野県弁護会の犯罪被害者支援対策委員会の委員長をしております。その関係でこのメンバーになりました。ようやく被害者支援の一步にたどり着いたかなという気持ちでございます。ほかの都道府県はほとんどできていますので、長野県の実情に合った、注目されるような素晴らしい条例をつくれたらと思っています。よろしくお願いいたします。

します。

○東補佐

ありがとうございました。

続きまして、川上哲義様、お願いいたします。

○川上委員

初めまして、川上と申します。私はちょうど7年前の5月、あと7日ほどで命日が来ますけれども、中野で危険ドラッグの事故で息子を亡くした遺族でございます。当時、県警はじめ各方面の支援をいただきまして、ここまで参りました。

そういうことも含めて、せっかく長野県で犯罪被害者支援条例の検討がされるということで、今まで経験したことが、そこに少しでも参考になればということで参加させていただこうと思っております。なにぶん慣れない席ではございますので、御迷惑をかけるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

○東補佐

ありがとうございました。

次に、県側の出席者ですが、中坪県民文化部長のほか、事務局を担当します人権・男女共同参画課の柳沢課長ほか職員、そして、庁内の人権施策のうち犯罪被害者等支援に関する課の職員でございます。出席者の職氏名は、県関係出席者名簿のとおりでございます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本日は関係課の職員の出席を最小限にしております。委員の皆様からの御質問や御意見に対してお答えできる関係課が出席していない場合には、後日関係課に照会し、次回までに回答させていただきますので御了承ください。

続きまして、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。事前にお送りしてあります資料は、会議次第、委員名簿、長野県犯罪被害者等支援条例検討部会設置要綱、資料1「長野県の治安情勢」、資料2「長野県における犯罪被害者等支援施策について」、資料3「警察による犯罪被害者等支援」、資料4「犯罪被害者等基本法の概要」「第4次犯罪被害者等基本計画」、資料5「令和3年度に施行された10県の条例項目対比一覧」、資料6「直近2年の犯罪被害者等の支援に関する条例の制定状況」、資料7「近年制定された他都道府県条例」、資料8「犯罪被害者等支援条例に係る検討スケジュール案」、資料9「条例に盛り込む内容について(案)」でございます。そして、本日お配りしました資料は、県関係出席者名簿、座席表でございます。皆様、よろしいでしょうか。

本日の日程でございますが、進行は次第に沿って進めさせていただき、終了はおおむね午後3時30分頃を予定しておりますので、円滑な進行に御協力をお願い申し上げます。

3 会長及び職務代理者の選出について

○東補佐

それでは議事に入ります。次第3の会長及び職務代理者の選出についてをお諮りいたし

ます。

会長につきましては、要綱第３により、委員の互選によることとなっております。会長の選出につきまして、委員の皆様の御意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。御意見ございます委員におかれましては、挙手をお願いいたします。

宮坂委員、御発言をお願いいたします。

○宮坂委員

会長には、長野県の弁護士会で、先ほども御挨拶がありました犯罪被害者支援対策委員会の委員長をされています勾坂弁護士が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

○東補佐

ありがとうございます。

宮坂委員から、勾坂委員を会長にという御意見がございました。皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(全委員賛成)

委員の皆様の御賛同により、勾坂委員が会長に選出されました。本部会の進行は、要綱第４の２により部会長が務めるとされております。まず最初に、会長から御挨拶をお願いいたします。

○勾坂会長

一言御挨拶を申し上げます。会長の職務を担うことになりました勾坂です。よろしくお願いします。

本検討部会は、長野県の犯罪被害者等支援条例の制定に向け集中して調査・審議するため設置されました。2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、基本理念において、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが宣言されました。その後、刑事手続への関与の拡充、犯罪被害給付制度の拡充、長野県でも性暴力被害者のためのワンストップセンター設立など、各種の施策が進められてきました。

しかし、犯罪被害者への支援は、事件発生直後からの生活支援を含めたきめ細かい支援、途切れのない具体的な支援、地域の実情に合った支援が極めて重要です。長野県の犯罪被害者等の権利を保障し、実現するための具体的な施策の充実が図れるような条例の制定を目指すため、委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますよう、御協力をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上をもって挨拶とさせていただきます。

○東補佐

ありがとうございました。

これより、議事の進行を会長をお願いしたいと思います。

なお、皆様に議事におけるお願いを申し上げます。リモート出席の委員がいらっしゃることや、会議の内容を録音して議事録を作成することから、会場に御出席の委員の皆様、

及び関係課室の出席者の皆様は、発言時はマイクをお使いください。

なお、本日リモートということもありますし、マスク着用ということもありますので、より発言が聞こえにくい場合もあるかと思います。報道の皆さんがたくさんお見えになっており、注目度が高い会議にもなりますので、はっきりと御意見が伝わったほうがよりよい会議になると思いますので、御協力をお願いいたします。

御発言の際には、最初にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。議事録は、委員の皆様には発言内容を確認した上でホームページで公表することとしておりますので御承知願います。また、議事に入ってから意見交換では、リモート参加の委員の尾崎先生を含め、御発言がある場合には、まず挙手をお願いいたします。議長である会長が指名いたしましたら、御発言をお願いしたいと思います。

また、音声聞き取れないなどのトラブルが発生した場合、特に尾崎委員ですが、その旨をチャットに書き込んでいただければ、可能な範囲で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、勾坂会長におかれましては、初めに要綱に基づき、職務代理者の御指名をお願いし、以降の議事進行をお願いいたします。

○勾坂会長

それでは会議を進行いたします。

議事に入ります前に、要綱第３項の３の規定によりまして、会長の職務を代理する委員を指名させていただきたいと思います。会長の職務を代理する委員は、宮坂委員にお願いしたいと思います。宮坂委員、よろしくをお願いします。

○宮坂委員

はい、分かりました。

○勾坂会長

部会の運営について、確認をお願いします。

傍聴については、部会は原則公開で行いますので、会議の傍聴を希望される方がいらっしゃる場合には、所定の傍聴席で傍聴いただくこととします。

部会の議事録については、事務局で公表用の案を作成した後に、委員に内容を御確認いただき、修正の上、会議からおおむね１か月以内に、県ホームページで公開することとします。また、議事録では発言者の氏名が表記されます。

以上２点につきまして、御了解いただけますでしょうか。

(全委員了承)

それでは、そのようにしたいと思います。

４ 議 事 条例制定に向けた意見交換

○勾坂会長

それでは議事に入ります。

条例制定に向けての意見交換に先立ちまして、資料以下、順次、事務局及び県警犯罪被害者支援室から説明をいただいた後に、委員からの御発言をお願いしたいと思います。

なお、途中新型コロナウイルス感染防止等のため、適宜休憩・換気の時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、御説明をお願いします。

○中村課長補佐（長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室）

警察本部警務課犯罪被害者支援室の中村でございます。

委員に皆様には、平素より犯罪被害者支援に御尽力いただいておりますことに、大変感謝申し上げます。では、座って説明をさせていただきます。

私からは、長野県の治安情勢と、警察による犯罪被害者支援について御説明をさせていただきます。お配りしてございます資料の1と3を御確認ください。初めに申し上げておきますが、御説明する内容につきましては、委員の皆様にとっては本当に参考の参考でございます。と申しますのも、犯罪の発生件数が多かろうが少なかろうが、1人でも被害に遭われた方がいれば支援は必要であるということ。それと、被害に遭われた方の中には、被害届や告訴状を提出できない方も当然いらっしゃると思いますので、そういった方の被害は数値には反映されておられませんから、本当に参考ということで聞き置いていただければと存じます。

では、資料1の「長野県の治安情勢」から説明させていただきます。

まず、一番上の犯罪発生状況です。右上のグラフのとおり、刑法犯の認知件数は、当県を含めまして全国的に減少傾向にあります。資料にはございませんが、当県は平成13年、全国では平成14年が刑法犯認知件数のピークとなっておりまして、以降減少している状況です。また、全国と比較しますと、昨年中では47都道府県中22番目に認知件数が多い県となっております。

その下の表ですが、刑法犯の中で殺人や強盗、放火などの凶悪な犯罪を重要犯罪と警察で指定しております。こちらについては、当県を含む全国で、略取誘拐・人身売買が前年比で増加していますが、全体ではやや減少傾向であると言えます。この重要犯罪では、全国と比較しますと、昨年中では47都道府県中23番目に認知件数が多い県となっております。

次に、交通事故発生状況です。こちらも当県を含めて、全国的に発生件数、死者数ともに減少傾向にあります。発生件数の全国との比較では、47都道府県中14番目に多い県となっております。

刑法犯、交通事故ともに減少した要因につきましては、防犯活動や交通事故防止の啓発活動など、各種抑止施策の効果によるもののほか、昨年中は、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるところでございます。

一番下に、治安情勢と犯罪被害者等支援と記載をさせていただきましたが、冒頭に申し上げたことの繰り返しでございます。もう既に承知されている委員の皆様もいらっしゃる中ではございますが、犯罪や事故がゼロにならない限り、支援を求める被害者、またその御家族はいらっしゃるということ。また、多くの方が長期間苦しんでいらっしゃるということ。長野県だけの話ではなく、例えば、他の都道府県で発生した犯罪の被害者が長野県

に転居されてきたり、その御家族が長野県に居住されていて、支援を必要とされているということがございますので、今申し上げました治安情勢に限らず、多角的な視点で条例について検討いただく必要があることを付け加えさせていただきたいと思います。

続きまして、警察による犯罪被害者支援です。資料3を御覧ください。警察では、全国警察と連携して、基本的には被害者支援は同じ対応をしております。

一番上の、現状の犯罪被害者等の抱える様々な問題ですが、事件による精神的ショック、体の不調、医療費をはじめとする経済的負担、捜査等による精神的負担や時間的負担などがございます。また、私ども警察の捜査によっても二次的被害を含めて相当な負担をかけているということも事実でございます。

そこで、支援施策としてその下に記載してございますが、警察で把握できている被害者の方とは連絡を密にして情報を吸い上げる制度を整備し、その中で必要があればカウンセリングを受けていただいたり、少しでも経済的負担をなくしていけるように、国の犯罪被害給付制度による経済的支援や、診断書料、一時的な宿泊料、カウンセリング費用を公費で支出するなどの施策を取っております。

また、関係機関や犯罪被害者支援センター様をはじめとする民間団体との連携により、少しでも被害者の方の負担を軽減できるように努めているところでございますが、一番下に、課題として関係機関・団体と連携した総合的な犯罪被害者支援、犯罪被害者等の日常生活の支援、住居、雇用安定、見舞金支給等と挙げさせていただきました。

条例を制定している他県と比較しますと、警察だけではできないことがまだまだ多いということ。一番は、経済的支援の部分となりますが、国の給付金につきましては、どうしても時間がかかってしまうところで、条例を持つ県とでは、同じ被害者なのにスピーディーな支援ができていないなど、大きな差が出てしまうところであります。

以上でございますが、長野県が被害者にとって住みよいまちであるために、私ごときが生意気なことを申し上げましたが、実のある条例の制定をなにとぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上でございます。

○柳沢課長（長野県県民文化部人権・男女共同参画課）

人権・男女共同参画課長の柳沢秀信でございます。

委員の皆様におかれましては、本県の犯罪被害者等支援条例の制定に向け、お力添えをいただきますことに厚く御礼を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

私からは、資料2、4、5について御説明を申し上げます。

最初に資料2をお願いしたいと思います。本県における犯罪被害者支援の取組の現状について御説明申し上げたいと思います。あわせて、先ほど資料の確認の中にはなかったと思いますが、事前にお配りしている資料の中に、『長野県人権政策推進基本方針』という冊子があるかと思います。先ほどの部長の挨拶の中にもございましたけれども、この基本方針は、本県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定されたものでございます。本県における様々な人権課題の解決に当たっては、この方針に基づいて施策を推進しているということでございます。

この基本方針には、人権政策全般の基本的な方向性のほか、11に区分された分野別の施

策の方向性も示されております。犯罪被害者支援につきましても、1つの分野として項立てをされておりました、22ページに記載がございます。

続いて資料の2にお戻りいただきまして、この基本方針に基づいた本県における犯罪被害者支援施策の全体像を体系的に示したものでございます。

先ほど県警の説明もございましたけれども、県もしくは県警において、相談・情報提供体制の充実以下記載の項目について、それぞれ取り組んでおります。

相談・情報提供体制の充実といたしましては、各種情報の提供や相談体制等の整備、被害からの回復支援策の充実としては、カウンセリングや心の健康に関する相談、県営住宅への優先入居や就学援助など、もっぱら被害者支援のための施策のほか、既存の施策も活用して取り組んでおります。

また、県民理解の増進として、ホームページやリーフレットなど、多様な媒体を活用した広報・啓発などに取り組んでおりますほか、研修の実施による人材の育成、また、民間支援団体に対する支援に取り組んでおります。

広報の1つとして、万が一被害を受けられた場合の相談窓口の案内につきましては、別途お配りしておりますリーフレット、「犯罪被害者のための相談窓口」を作成し、市町村や県の窓口などに配置しております。さらに、長野県犯罪被害者支援センターにおかれましても、リーフレットを作成し、同様に周知に取り組んでいただいております。

また、資料2の1ページの下段に記載してございますとおり、これらの施策の実施に当たりましては、県、市町村、県警、関係機関・団体が連携・協力して取り組んでおります。連携・強力に当たりましては、支援の概要や支援窓口を明らかにし、いずれの窓口においても適切な連携が図られるよう、関係機関・団体で構成する長野県犯罪被害者支援連絡協議会におきまして、「犯罪被害者支援ハンドブック」を作成しております。

これも、別途お配りしております冊子でございますけれども、こちら関係機関に配置しまして、より被害者に寄り添った支援ができるよう努めているところでございます。

資料2の2ページ、3ページにおいては、県の各部局が実施している施策の概要をお示ししております。情報提供、啓発においては、当課が中心となりまして、犯罪被害者等支援の相談窓口の紹介などに取り組んでおります。そのほか、性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の運営、DVや児童虐待、交通事故や消費生活、心の健康や労働問題といった各種相談、県営住宅の優先入居や、福祉事務所による福祉資金等の対応など、それぞれの所管課、事務所において支援を実施しています。

なお、それぞれ個別の支援策の概要につきましては、先ほど紹介いたしましたハンドブックのほうで、窓口とともに概要も記載してございますので、またそちらで御確認いただければと思います。

次に、このたびの検討部会につきましては、条例の検討ということでございますので、他の都道府県における犯罪被害者等支援条例の制定状況などについて御説明を申し上げます。今日は資料をお配りしておりませんが、私どもの調べによりますと、本年4月1日現在で施行されている犯罪被害者等支援に特化した条例は、本県を除く46都道府県のうち32都道府県で制定をされております。

特に平成の終わり頃から制定される都道府県が増加しておりまして、平成31年4月を含みます令和元年度以降に施行された条例は、資料6に記載のとおり、18都道府県に上り

ます。

また、いわゆる安全・安心なまちづくり条例といった条例の中に、犯罪被害者支援について規定を設けているところが16県ございます。これらまちづくり条例を制定している県におきましても、犯罪被害者等支援条例、特化条例を制定するところが現れておりまして、私どもで承知している限りにおいて、現在までに5県が施行されているという状況でございます。

次に、資料5をお願いいたします。A3の横になっておりますが、令和元年度、2年度、3年度、この3か年で制定されました18都道府県の条例について、検討の参考としていただくために、こういった項目が規定をされているのか、それぞれの条例の見出しを基に整備をした資料でございます。

状況について簡単に御説明申し上げます。まず、資料5の1ページ目をお願いしたいと思います。左側に対比項目と小項目が記載されております。対比項目のうち、目的や定義、基本理念につきましては、若干の表現の違いはございますが、全ての条例で規定をされています。

次に責務等につきましては、5つ項目を用意してございますけれども、2番目の市町村の責務を除く項目については、全ての都道府県の条例で規定をされております。市町村につきましては、県と市町村が対等の関係であるというようなことからだと思いますけれども、約半数で規定されております。その規定の書きぶりにつきましては、責務というようなことではなく、連携や協力といったかたちになっているところが多くなっています。

次に、推進体制等の整備でございます。項目の列の1つ目の計画と、3つ目の財政措置、この2点については、全ての都道府県の条例で規定をされております。2つ目の体制整備については、全てではないですが、ほとんどの都道府県の条例で規定されております。

大規模事案以下の5つの項目につきましては、2ないし3の条例で規定されているのみという状況でございます。

基本的な施策につきましては、情報提供、経済的負担、医療・福祉サービス、安全、居住、雇用、2つ飛んで理解増進、民間団体への支援、さらに2つ飛んで人材育成、ここまでの項目については、17ないし18、ほぼ全ての都道府県の条例で規定されております。その他の項目のうち、日常生活の支援、刑事手続、保護、捜査等における配慮、下のほうになります。教育、個人情報保護、これらにつきましては、4から9の条例で規定され、その他の支援者への支援、市町村の支援、調査・情報収集、理解促進機関、見直し、表彰、未成年者、こちらにつきましては、1ないし2の条例で規定されているのみとなっております。

また、この資料の説明の冒頭で申し上げましたとおり、この資料はそれぞれの都道府県の条例の見出しによって整理しておりますけれども、例えば、基本的な施策のやや中ほど下でございます市町村への支援については、2県で規定されているのみでございますけれども、これらの条例では、上の責務等の市町村の項目に関する規定を設けておりません。そして、その条文の書きぶりは、他の都道府県が市町村の責務において規定しているものと似た書きぶりとなっております。ですので、条文を1つ1つ丹念に拾っていくと、僅かに重なってくる部分があるかと思いますが、おおむねこの表で整理しているとおりという状況でございます。

また、規定している条例が僅かである項目につきましては、ここは想像になってまいりますけれども、それぞれの検討の過程において提案された意見を反映したものであったり、当該都道府県における他の条例との整合といったことを図る中で規定された項目ではないかと考えております。

また、この辺りは、今後の委員の皆さんの意見等踏まえまして、必要があれば詳細に確認をしていきたいと考えております。

次に、資料7として近年制定されました18都道府県の条例本文を用意してございますので、併せて御確認いただければと思います。

最後に資料9をお願いしたいと思います。ただいま資料5で説明申し上げましたものを参考に、本県の条例に盛り込む内容の案として、この18都道府県の条例の多くで規定されている項目について、横串を刺すかたちで取りまとめたものがこの資料9ということでございます。書きぶりについても、細かいところではそれぞれ僅かの違いはあるのですが、おおむね平均的な書きぶりで表現したものを転記してございます。

今回、条例を検討いただくに当たりまして、どのような内容を盛り込むのかといった場合の骨格になるところが、この資料9に示したものではないかと考えております。御意見をいただく際の参考にしていただければと思いますが、また、今回この検討部会では条例を検討いただくということから、お示ししております資料は、基本的に条例に関する資料のみとなっております。

今後犯罪被害者支援を本県においても進めていく上では、他の都道府県でも同様でございますけれども、条例の中に計画を策定することになっております。本県においても、それらと同様に条例に基づいて施策を盛り込んだ計画を策定しまして、その計画に沿って具体的な支援策を実施していくということを想定しております。

したがいまして、本日からの検討に当たって、取り組むべき具体的な支援施策につきましても、それぞれの専門的なお立場から御意見を頂戴できればと思います。いただいた御意見等につきましては、条例の書きぶりに反映できるものは条例のほうに、そして、直接的に条例に反映できない、けれども貴重な御提案、御意見につきましては、庁内や関係機関と協議の上、可能なものから計画に反映して取り組んでいかれればと考えております。

なお、資料4として、これも皆様十分御承知のことと思いますけれども、犯罪被害者等基本法、そして先ごろ策定されました第4次の犯罪被害者等基本計画、こちらのほうを併せて示してございますので、参考にいただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○勾坂会長

事務局からの説明は以上です。ここからは委員の皆様の闊達な御意見をいただきたいと思っております。

まず、本日御欠席の山本委員より、事務局宛てに御意見が寄せられていると聞いておりますので、事務局より御紹介をお願いいたします。

○東補佐

山本京子委員から、事務局でお預かりしている御意見をお伝えいたします。「長野県が

犯罪被害者等支援条例の策定に向けて踏み出したことを大変うれしく思います。条例に盛り込む内容ですが、未成年者への配慮を入れていただければと思います。犯罪被害は老若男女を問わず大変な影響をもたらしますが、特に未成年の場合は、犯罪被害によって心身の発達に影響を受けたり、教育の機会が妨げられることも生じ、適切なケアや支援がなされなければ、その後の育成や成人後の社会生活や対人関係にまで影響を及ぼすように思うためです。

被害者の御家族はまだまだ声を上げにくい社会かと思いますが、子どもはことさら声を上げることができなかつたり、声を上げる機会も少ないように思います」、以上でございます。

○匂坂会長

ありがとうございました。

御意見の詳細については、また次回山本委員に御発言いただくよう、事務局よりお伝えください。

では、御出席の皆様、御意見をお願いいたします。各自意見を言っていただくよりも、資料9に基づいて項目ごとに御意見を伺いたいと思います。項目にはない事項についても、適宜御意見をください。

まず、資料9、目的という項目について、事務局がつくってくださったこの目的について御意見があればと思いますが、どなたか御意見ございますか。

委員の御意見がないようですので、私から述べたいと思います。「もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図る」という文言がこの目的には入っていない、細かいところではあるのですが、犯罪被害者等基本法には入っておりますし、千葉県の条例にも入っております。やはり、犯罪被害者等の権利というものの保護を図るということを目的にしつかりと入れてもらうということは重要なのではないかと考えておりますけれども、ほかの委員の方、どうでしょうか。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員

今、御発言のあったとおりで、やはり条例自体は基本法に基づいてつくられるということですから、全く同意でございます。「権利利益の保護を図る」といったような文言が入っている必要があると思われます。

○匂坂会長

尾崎委員、ありがとうございました。

次に、定義の項目について御意見を頂戴したいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますか。

尾崎委員、お願いいたします。

○尾崎委員

続けての発言になってしまって恐縮です。この「二次的被害」という用語についてです

が、犯罪被害者学においては「二次被害」というのが正式な用語になります。ただ、現在、恐らくほかの自治体においても「二次被害」という表記をしている条例も多くなっているのが実態ですが、「二次被害」という表記は、例えば、三重県、大阪府などはそうになっているはずです。以上です。

○宮坂会長

御意見ありがとうございました。

「二次被害」と通常よく言われますが、「二次被害」が正式かと思います。その辺は文言の問題ですので、事務局にも調査いただいて、また検討していただきたいと思います。

そのほかに何かございますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今の「二次被害」の関係は、私も同感です。「二次被害」にしたほうが、より明確で分かりやすいと思います。

定義に加えたほうがいいと思うのは、次の項目に県民の責務とありますが、県民とはなんぞやというところの定義は入れたほうがいいのかと思います。どうでしょうか、こちら辺は、対象ということになってくると非常に問題になってくると思います。

○宮坂会長

ありがとうございます。

それは、援助の対象をどの範囲にされるかとか、そういう感じでしょうか。

○宮坂委員

そうですね。

○宮坂会長

県民の定義もなかなか難しいところだと思います。県内に住所を有する者、居住する者、勤務する者及び在学する者を入れるかどうかという問題と、あと長野県は観光の盛んな県ですので、旅行者を入れるかどうかという、そういう県民の定義というのも、私も重要かと思っております。

あと、県内に住所を有しない者等に対する支援が、群馬県の19条には規定されております。そういうかたちで県内に住所を有しない者に対する支援について規定するというのもあるのではないかと考えております。

○宮坂委員

今の意見に賛同します。たしか、東京都の条例の中にも、県内に住所を有しない者に対する支援という項目が1項目入っているかと思いますが、これを参考にしていきたいのですが、現実的に、例えば、軽井沢で大きなバス事故がございましたが、ほとんどが県外に住所を有して、遺族の方もみんな県外なんですけれども、民間支援団体、関係機関と連

携しながら被害者支援を行っているのが事実です。

先ほど県警の説明でも、支援室の皆さんは、先ほどの説明では刑法犯の発生とか交通事故の発生は、県内で発生したものの統計を入れてありますが、実際には県外に住所を有してこちらに遺族がいる方とかも支援の対象にはなっているんですね。そういう方々が暗数でいらっしゃるの、そういったことも対象にやっていかなければいけないという話がありました。

よって、今、会長がおっしゃいましたように、東京都と群馬の条例のように、1項目はやはり加えたほうが、要するに長野県以外のところに居住して、こちらに今遺族がいる方々に対する支援を行うという項目も、やはり一文入れたほうがいいと思います。以上です。

○勾坂会長

宮坂委員、ありがとうございました。

大規模事案の支援について、今御意見がありました。大規模事案の支援については、県内に住所を有しない者に対する支援とはほかに、群馬県では18条に、岐阜県でも11条に規定がありまして、群馬県でも関越トンネルの事故があった関係でこのような規定が設けられたと伺っております。このような条項についても、長野県条例の場合にも入れたほうがいいのではないかというのは、私も賛成です。

ほかに御意見ありますか。「定義」に関して、勾坂からもう1つ意見を申し上げたいと思います。再被害についてですが、再被害についての定義がこの項目にないので入れたほうがいいかと思えます。尾崎委員が詳しいと思いますが、いかがでしょうか。

○尾崎委員

今、会長がおっしゃったとおりで、安全の確保についての条文は入れる予定でいらっしゃるというのが、2ページ8の(3)にあると思いますので、やはり、再被害の定義が大項目8の(3)の前提として、定義の中に入れる必要があるのではないかと思います。

○勾坂会長

御意見ありがとうございます。

勾坂からもう一点気になった部分がありまして、民間支援団体の定義が、ここに書いてある定義ですと、「犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体」というふうに書かれていまして、目的とする民間の団体は、長野県では宮坂さんの支援センターしか恐らくないのではないかと思います。弁護士会とか、医師会とか、心理士会とか、そういうのも全部含めてということになりますと、「目的とする」という言葉は削除したほうがいいのかなと思います。

そのほか、後で思いついたこととかございましたら、適宜戻っていただいて構いませんので、次の3「基本理念」のほうにいきたいと思えます。基本理念について、何か御意見ありますか。この内容を見ますと、基本法とほぼ同じということで、特に異論とかはないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

基本理念の中に、県の条例ではないのですが、最新の情報として、兵庫県明石市の条例では、もう1つ基本理念として項目が加わっております。犯罪被害者のための施策については、迅速性・公正性というようなことが盛り込まれております。恐らく、全国で明石市だけではあると思うのですが、一步進んだ、先ほど冒頭にありましたように、被害に遭った次の日からという支援ですね。そういうことを考えると、そのような理念を盛り込むというのも、1つ先進的な内容になるかと思われます。

○匂坂会長

ありがとうございます。

迅速性・公正性ということで、とても重要なことだと思います。できれば盛り込みたいなど、私も賛成いたします。

ほかに御意見ありますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

今のことは、具体的には、3のところに、「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援……」と続いていますが、ここに「犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、迅速かつ公正に講じられ、必要な支援が途切れないように……」と入れたらいいのではないかと御意見を差し上げます。

確かに、迅速・公正というのは言葉では簡単には言えるのですが、被害者の方が置かれた立場からすれば、早目早目に対策をしていくことは確かに必要です。公正というのは非常に難しいことで、被害者があれば加害者がいるわけです。いわゆる被害者という状況を加味すれば、やはり「迅速・公正」という言葉は必要かと思います。入れる場所はここら辺かなという感じがします。以上です。

○匂坂会長

ありがとうございます。

尾崎委員、いかがでしょうか。

○尾崎委員

入れる場所については、明石市は別条文で書いていたかと思うんですが、県のほうで、適宜入れる場所は検討していただいてもいいかなと、すみません、曖昧な表現で。

○匂坂会長

ありがとうございます。

今日結論を出すことでもないかと思いますが、そのような意見を考えていきたいと思っています。

では、次に、4「県の責務」という項目に移りたいと思います。県の責務について、何か御意見はありますでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

これは御質問にもなりますが、長野県の状況として、市町村としては坂城町だけが条例を定めている状況であると認識しております。ということで、県と市町村の関係というのをどう考えていくのかは、一番にまず御質問としてお聞きしたいところです。

それに付随しまして、長野県は市町村数が他の自治体に比べてかなり多いとお聞きしています。小規模自治体との関係をまず整理するところが、県の責務を考える上で一番前提になるかと思いますので、その辺りを状況として御説明いただければと思います。

○匂坂会長

事務局からお願いいたします。

○柳沢課長

市町村の条例の状況でございますが、ただいま尾崎委員から御発言がありましたとおり、県内の市町村で条例を制定しているのは坂城町のみ、77分の1という状況でございます。

お尋ねのございました県と市町村の関係、また小規模自治体との関係ですが、県と市町村は対等な関係ということでございますので、私どものほうから具体的に何かお願いするようなことはなかなか難しいと思います。また、規模の大きな市町村から小さな市町村までいろいろございますので、広域自治体である県とすれば、特に小規模な自治体に対して支援を行っていくということが、必要ではないかと考えております。

○匂坂会長

ありがとうございました。

市町村に対する支援については、千葉県が10条で規定しております。資料7の12ページにございます。このようなかたちで、別項目にするか、責務の中に入れるかどうかは別として、小さい自治体がとても多いということも考えますと、市町村に対する支援というのは長野県の場合欠かせないことかと私も思います。御意見ありがとうございました。

ほかに御意見ございますか。

○宮坂委員

確認ですがよろしいですか。県の責務の(1)の最後のほうに、「犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」というのが、先ほど柳沢課長さんがおっしゃった県の計画を作成する根拠の条文ということでよろしいでしょうか。これを根拠に県が作成をするということですか。

○匂坂会長

事務局、お願いします。

○柳沢課長

これもそうですけれども、計画策定の根拠ということになりましたら、3ページの9、これが明確な根拠になります。

○宮坂委員

ありがとうございました。

○匂坂会長

条文の順番などはまた別かと思いますが、支援に関する計画というのが別項目で一応立てられるという前提で進めたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○宮坂委員

はい。

○匂坂会長

先ほど支援についてもお話ししたのですが、連携についてもこの中に入れるか、別項目で立てるかというのは議論のあるところかなと思います。責務のほうがより重いと考えますか。それとも、別項目にしたほうがより重くなるかというのは何とも分からないところですが。今日は皆さんの御意見をどんどん出していくという趣旨で意見を伺いたいと思います。

次に5の「県民の責務」について、御意見ありますでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

県民の責務として、大きくは、今ここに書いてございますのは二次被害が起きないようにということと、県の支援施策に協力するということの2点だと思いますが、もう一点、これも広域自治体の条例ではございませんが、市町村条例の中では、例えば、もう少し支援への協力より段階を踏んだような内容として、「被害者を孤立させないように努める」といったような市民の責務を設けている自治体もございます。

これも地域性などもあるかもしれませんが、すみません、県外の人間なので長野県の実況がよく分かっていなくて大変恐縮ですが、その辺りの情報を入れることに意味があるのかどうかということも含めて、他の委員の先生方の御意見を伺えればと思います。

○匂坂会長

何か御意見ありますか。「孤立させないようにしなければならない」という文言を入れたほうがいいのかという尾崎委員の御意見でした。

川上委員、何か御意見ありますか。

○川上委員

自分の経験からすると、正直、犯罪被害に遭った当初、孤立というか、やはりいろいろな慰めの言葉とかいただくのですが、あまりにもそういうことを言われると、少し

静かにしておいてもらいたいとか、そういう気持ちが逆に強くなることもあるので、積極的に孤立させないようにというのがいいのか悪いのか、やはり個々のケースによって全然変わってきてしまうと思います。

私の場合ですが、しばらくは静かに時間を置かせてもらいたいということがあったので、関わりを積極的に持つというのはどうなのかというのはあります。

○勾坂会長

ありがとうございました。

ほかに御意見ありますか。

お願いします。

○宮坂委員

確かに県内のケースでは、今、川上委員がおっしゃったように、個々の被害の状況によって、もうそっとしておいてほしいという方もいれば、積極的に犯罪被害をもっと社会に知らしめて、こうしてほしい、ああしてほしいと発信する方もいらっしゃいます。ですから、ここに言葉として入れるには、孤立という意味が問題になってくると思います。今、川上委員がおっしゃったように、あっちからこっちから慰めの言葉をいっぱい言っていたくのも悪くはないんだけど、ちょっと静かにしておいてほしいなという気持ちの方もいらっしゃるの、この孤立の意味がどういうことかということだと思うのですが、尾崎さん、どうですか。「孤立をさせない」という意味は、言葉をかけるとかかけないということのほか、関係機関というか、県も私たちもそうなのですが、必要な手を差し伸べていかなければいけないという意味合いで、孤立をさせないということよろしいですか。そういう意味合いですか。

○勾坂会長

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

今おっしゃったように、必要としていないところに声をかけるとかいうような意味合いではなくて、的確な言葉が見つかりませんが、むしろ被害者を遠巻きにするとか、距離を不必要に取ってしまうようなことがないように、多分教育とか啓発とかにも関わってくるんですが、被害者の置かれた立場についてしっかりと理解をした上で、その被害者のニーズに沿った対応ができるようにというような意味合いです。

○勾坂会長

ありがとうございました。

もう少し、何かしっくりするような言葉がないかなというのが、私、勾坂の意見ではあります。

次の6の「事業者の責務」に移りたいと思います。こちらについて、御意見をお願いします。

勾坂から述べさせてもらいます。「就労及び勤務に十分配慮」という言葉がないというのが1つと、弁護士会の委員会等で犯罪被害者等のお話をお伺いする機会が多いんですけども、いろいろな手続ですとか、刑事司法に参加のときに、会社に配慮してもらえなくて結局辞めてしまったというお話も伺うところですので、それについても十分に配慮というふうに、刑事司法、民事司法への参加についても十分配慮というように、具体的にもう少し規定したほうがいいのではないかという意見です。それはほかの栃木県や千葉の条例にも規定があるところです。

○川上委員

よろしいですか。今の勾坂会長が言われたとおり、危険ドラッグの関係で、同じ被害に遭われた方が香川にいらっしゃるんですけども、その方も勤め人として、当初は、やはり会社のほうでも気を使って時間を取ってくれるということがあったみたいですが、さすがに裁判になると、1年ぐらいしてから始まるわけですけども、上司の方が転勤で異動されて、そういう配慮がまるきりなくなって休みが取りづらくなったと。会社でも人に迷惑をかけるので、嫌味を言われるようになったと。結局それで会社を退職して、別の会社に異動されたんですが、私はたまたま自分で仕事をしているものですからそういうことに気が付かなかったんですけども、改めてそういうお話を聞いたときに、やはり職場での理解というのは重要だと思いました。

ですので、ぜひその部分は加えていただければありがたいと思います。

○勾坂会長

ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

川上委員がおっしゃったように、川上委員は実際に会社をやっていたらっしゃるのでよく分かると思いますが、やはり、今、川上委員と尾崎委員のおっしゃったように、「就労・勤務には」十分配慮するという項目は必要かなと思います。それを入れていただきたいと思います。

○勾坂会長

ありがとうございます。当事者団体とかは、公休にするようにと、国でそういうふうなことをするよなという感じで、裁判員裁判への参加についてなど要求しているところでございますので、いつかは実現するかもしれませんが、県条例でもしっかりと規定していただきたいと思います。

次、7の「民間支援団体の責務」について何かございますか。これですと、市町村の役割という項目がないのが、今、気が付いて気になることです。市町村の役割という項目を入れなくていいのかなというのは疑問があるところですけども、何か御意見ありますか。

お願いします。

○川上委員

何年か前に新聞で報道されていましたが、ある新聞社が県内の各自治体に問い合わせをしたところ、取りあえず、市町村で条例として考えているところはなかったと。理由は、そもそもそういう話を聞いたことがないというような担当者の話だったと、そういう報道を見て、だいぶびっくりしました。

やはり、市町村の担当の方が専門的な知識を持っていないとまずいと思いますし、こういう被害者支援に関しては、担当部署で教育ではないですが、専門知識を持った方が担当におられるのが理想ではないかと思うので、ぜひ、市町村には、条例制定に動いていただくようお願いするとか、市町村と意見を統一するような運動をしていただくのがいいのかなと思います。

○匂坂会長

川上委員、ありがとうございました。今、2つのことをおっしゃってくださって、市町村の役割で市町村にも条例を制定してほしいということと、専門知識を有する相談員を配置してほしいという、そういう2つの意見がございまして、専門知識を有する相談員を設置するというのが、事務局がつくってくださった条例に盛り込む内容についてという案にはございませんで、次の「基本的な施策」にも入っているんですけども、相談窓口の設置というところにも関わってくるのですが、どちらにも専門的資格を有する職員というのが抜けているなというのは、私も考えていたところです。

市町村ですぐにというのは難しいかもしれませんが、対人支援の専門職の相談員と言いますと、社会福祉士や保健師など、市町村にももちろんいらっしゃいますし、県職員の方にも大勢いらっしゃると思うので、そういうことも求めていくということも重要なのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見はございますか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

今の御発言に関連するところでございます。先ほど長野県の中での市町村との関係性というところで一番最初にお伺いしたところと関連するのですが、現在1町のみが条例をつくっていて、これからつくるという体制になりますと、県の責務がかなり重いということにはなってくると思います。これから県が担っていく部分が。

その意味では、今、匂坂会長がおっしゃっていたように、少なくとも県には専門職を置くというのは必須になってくると思います。その上で、かなり多くの、70以上の市町村の各市町村の窓口職員のスーパーバイズなり、コーディネートなりということをするような職務に就く専門職というのが、特に長野県の場合にはかなり必要になるのではないかと考えております。以上です。

○匂坂会長

御意見ありがとうございました。

次に、8の「具体的な施策」についての条項に移りたいと思います。

まず初めに、(1)「相談窓口の設置、情報の提供」という文言があります。先ほど述べさせていただいたように、私としては「対人援助の専門職を有する職員を置く」というのをこの項目に加えて入れたほうがよいのではないかという意見です。まず、(1)「相談窓口の設置、情報の提供」から御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

その専門職の職員を置いたほうがよいという意見のほかに、御意見ないようでしたら、次の(2)「心身に受けた影響からの回復」について、何か御意見ありますか。委員から特に意見がないようなので、勾坂から述べさせていただきますと、「心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービス」という、確かにこういう抽象的な文言の条例も多いんですけれども、もう少し具体的に設定したほうがいいのではないかと思った次第です。よく法文でも、具体例を挙げた上で「保健医療サービス及び福祉サービス」と書くというのがあるかと思うのです。それは医療相談とか、医療従事者の紹介、これがどこまで含まれるのかというのを示す上でも、臨床心理士の紹介まで含むと当然考えたいと思うところなのでそれを入れたり、あと、できれば心理士への相談料を無料にするような施策を講ずるということも入れていただきたいというのが、私、勾坂の意見です。

心理士さんへの相談というのは、犯罪被害者にとってとても重要だと思われるのですが、その費用が高いというのが問題があると思われまますので、ぜひ入れていただきたいと思っております。

お願いします。

○宮坂委員

今、勾坂委員がおっしゃった中の心理士の費用の関係、いわゆるカウンセリングを受けたいという方もいらっしゃるんですね。当センターでは、予算の関係があるので、1回まではセンターで負担しようとなっているのですが、そこまでしかできない。それ以降、1回では済まないんですね。その辺のところは、県警の予算では結構取っているのですか。そこまで言及してよろしいですか。

○勾坂会長

県警、お願いします。

○中村課長補佐（長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室）

県警では、公費支出と言っていますけれども、カウンセリングの費用につきましては、初診から3年間の限度に回数無制限で支援をさせていただいている状況です。

他県等でも同じような支援はしていますけれども、大体回数制限があったりしますので、長野県の3年間の限度はありますけれども、回数無制限というのは他県よりは支援は届いているかと考えてございます。

○勾坂会長

ありがとうございました。

私、知りませんでした。3年間無制限で公費負担だということですね。それはもっと広く宣伝したほうがいいのかなと。支援センターも御存じなかったですか。

○宮坂委員

聞いてはおったんです。ですから、今の話で行くと、言葉の点になると思いますが、勾坂委員がおっしゃった「医療相談や医療従事者の紹介、カウンセリングの実施について必要な支援を行う」というような文言で、また検討していただければ。費用のことは、ちょっと突っ込んだ話なので、それでいかがでしょうか。

○中村課長補佐（長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室）

費用につきましては、実費を支出しております。3年間というのは昨年度からこのようになっております。

○勾坂会長

ありがとうございました。いいお話を聞いたので、私のほうでも宣伝させていただきます。やはり弁護士費用と併せてですが、ぜひ費用についても、すごくお金がかかってしょうがないという御相談を受けたことが先日もありましたので、ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

では、次の(3)「安全の確保」について、何か御意見はありますか。この文言の中の「更なる犯罪等により被害を受けることを防止し」というのは、これは再被害の防止という観点からだと思いますので、再被害について提起していただければ、「再被害を防止するため」という簡単な文言になるのかなと思います。後ほど何か思いついたことがありましたら、御意見ください。

次の(4)「居住の安定」について、何か御意見ありますか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

居住の安定につきまして、この文章を読みますと、入居先についての配慮、県営住宅への入居配慮、もしくは一時的な住居の提供ということになっていて、入居する先の提供については書かれているのですが、転居する費用についてまで踏み込むことはできないかというところがございます。転居支援というところですか。以上です。

○勾坂会長

ありがとうございます。

ほかにございますか。そうですね、転居費用というのはとても重要な点だと思います。勾坂から述べさせてもらおうと、気になったのが、「一時的な利用のための住居の提供」と書いてあるのが気になって、これだとしばらくして、1年とかしたら出ていけとか言われてしまうのかとふと思ったりして、この「一時的な利用のための住居の提供」という言葉は削除してほしいと思いました。

もう一点は、せっかく県条例ができますので、いろいろな施策ができると思うんですけ

れども、例えば、県として不動産関係団体と協定を結んでいただいて、県営住宅だけではなくて、民間の紹介ですとか、仲介料についても免除するとか、そういうような、もう少し踏み込んだ内容を規定していただきたいという、ほかの住宅に転居したいと希望されるのは、やはり重大な犯罪が多いと考えられますので、今現在も、県営住宅への配慮など、条例には規定されていなくても施策としてされていると思います。それでも不十分だという現状を踏まえますと、もう少し踏み込んだ内容で、ぜひ規定していただきたいという意見です。

ほかにございますか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

今の会長の御発言に加えさせていただくと、民間の不動産業界などと協定を結ぶというようなことがあった場合には、民間住宅に転居するならば、さらにその民間住宅の家賃の補助というのが加わらないと、重大事件で、ただ転居先を紹介するというだけでは不十分かなと思いますので、民間の住居への転居ということを想定したのであれば、家賃補助まで、もう一歩踏み込んでいただけるといいかと思います。以上です。

○勾坂会長

御意見ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

では、次の(5)の「雇用の安定」について御意見をいただきたいと思います。

意見がないようでしたら、次の(6)「経済的負担の軽減」について、御意見お願いいたします。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

この項目は、先ほど来基本的な施策と同様に、非常に肝となる部分だと思います。他県の条例などを見ると、経済的援助の中に見舞金の支給という項目が結構あるかと思うのです。この条文ではちょっと読み込めないで、この条文で行くと、経済的な助成について情報の提供及び助言その他云々となっているんですね。

やはり、先ほど来出ていますが、具体的に頭出しをした上で情報提供・助言という言葉につながっていくかと思います。ですからここには、例えば「見舞金の支給」とかという具体的なことを入れたほうがよろしいかと。

例えば三重県では、市町村条例が制定されているか否かにかかわらず、見舞金を、たしか60万でしたか、支給するということなのですね。この辺のところは、長野県としてぐっと前に出るならば、具体的に「見舞金の支給」という言葉も入れていったほうが、経済的支援にはなるかと思います。これは規則で定めるか何で定めるかは別として、いずれにしても必要な人はいるんです。必要ない人もいるかもしれませんが、必要な人は今までも現にいたんです。ですから、その項目はぜひ頭出しをしていただければありがたいと思います。

○勾坂会長

御意見ありがとうございました。

川上委員、お願いします。

○川上委員

今、宮坂委員が言われたとおり、見舞金というか、支援金と言うほうが私たちはすっきりすると思うんですが、実質、すぐ生活に困る、そのお金も必要という方もいらっしゃるし、実際私みたいに被害者参加の裁判をすると、被告人は国費で全て弁護士さんをやっていただけるんですけども、被害者のほうは自費で弁護士さんを用意する。その費用もかかりますし、裁判するに当たっての資料を検察、裁判所から取るのですけれども、そのコピーだけでも莫大な金額がかかります。これは、そうやって支援していただくと、本当に被害者としては助かると思います。

○勾坂会長

御意見ありがとうございます。

ほかにございますか。勾坂からは、犯給法による支給が6か月、これで早くなったよと、前は7か月だったけれども6か月になりましたと言っている状況からすると、簡易迅速にされるということも重要かと思いますので、「迅速に」という言葉も、ぜひ支援金の給付に入れていただきたいと思います。

次に、(7)の「県民理解の促進」という項目に行きたいと思います。何かありますか。特にないかもかもしれませんが、御意見があればお願いいたします。特にないでしょうか。

次の(8)「民間支援団体に対する支援」について、御意見があれば。

宮坂委員、お願いします。

○宮坂委員

その項目は、いささか私たち支援センターのことになろうかと思うのですが、これはお願いです。この条文で行きますと「情報の提供、助言その他必要な施策」とありますが、情報提供や助言をして、その他何かあったらやればいいということだから、なければ何もやりませんということにもなりますので、口幅ったい言い方ですが、「財政上の援助」という言葉を入れていただければ、民間支援団体に対する財政援助の根拠にはなろうかと思えます。

ありがたいことに、県警の予算要求の中で、従来150万いただいていた補助金を、今借りている家賃も含めて220万に上げていただいています。非常にありがたいことで、この席をお借りして感謝申し上げますが、できたら、「財政的援助」という言葉を、「情報の提供」の前に入れていただいて、根拠にいただければありがたいという感じがします。以上です。

○勾坂会長

御意見ありがとうございました。

条例ができた後になるかと思いますが、支援センターと県との連携ということももちろん今後考えていかなくてはいけないと思いますので、それには財政援助が重要だと思われるので、施策が変わったら打ち切られたということがないように、しっかり条例で制定していただければと思います。

次に、(9)「支援に従事する人材の養成」について、あと(10)「個人情報の適切な管理」、何か御意見ありますでしょうか。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

人材の育成について、この文章だと、県がどこにいる人材を養成するのかという対象者が定まっていなないかと思います。対象として一番考えられるのは、もちろん県の職員だとは思いますが、県の役割としては、市町村職員の人材養成も担ってくると思いますし、場合によっては、先ほどの民間支援団体との連携という意味では、双方にだとは思いますが、人材養成を担う可能性があると思われまますので、その辺り、どこまで対象にするのか、対象にする場合には広くその対象者を広げていただきたいと思います。

○勾坂会長

御意見ありがとうございました。

ほかに御意見ありますでしょうか。今、「民間支援団体に対する人材の養成」という文言を入れたほうがいいのかというお話がありましたけれども、宮坂委員、いかがでしょうか。

○宮坂委員

これは現に今、養成講座等、援助団体の立場としてやっているところなので、入れていただくことには何の支障もございません。

○勾坂会長

ここでは、主語が「県は」となっていますが、いかがですか。

○宮坂委員

県が民間支援団体の人材育成をするかということですね。

○勾坂会長

そうですね。

○宮坂委員

これは、現状とすれば、私ら民間支援団体としてこちらの立場で募集をして、あるいは今、実際に相談員となっている方々の資質、スキルをアップするために必要な研修をずっとやっているわけですが、これを県がやるということになるとどうですかね。県も大変じゃないでしょうか。県に丸投げして計画してくれということになると、それではちょっと

回っていない、民間支援団体としては、私らは私ら独自でやっていったほうがいいという思いはしますが。

○匂坂会長

ありがとうございます。口は出さないでほしい、お金を出してほしいという、そういう御意見ということですね。

○宮坂委員

すみ分けですかね。

○匂坂会長

ほかに御意見はありますか。
尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

別項目でもよろしいでしょうか。基本的な施策に関することでもよろしいでしょうか。

○匂坂会長

お願いします。

○尾崎委員

1点、日常生活支援が入っていないことがすごく気になっております。地方自治体における支援の肝とも言えるべき内容だと思いますので、日常生活に関する支援という項目は入れていただきたいと思います。

○匂坂会長

御意見ありがとうございました。匂坂も同じ意見です。この具体的な施策、入っていない項目がたくさんあると思いますが、何かあればどんどん挙げていただきたいと思います。なければ、私からもたくさんあるので言っていいいでしょうか。

弁護士としては、損害賠償請求の支援、情報の提供という文言をぜひ入れていただきたいなど。これは民事ですね。あと刑事手続参加についての支援、情報提供。これは民間支援と協力して行うとしていただいて、言外に弁護士会への支援、弁護士会がやるみたいにしていただいても全然構いませんけれども、他県では、損害賠償請求の民事的な支援については千葉県や熊本県でも規定があるところですし、刑事手続参加についての支援については、基本法18条についてもはっきりと規定がされているところで、国だけでなく地方自治体にもそのような義務があるというような記載がございますので、民事については難しくても、少なくとも刑事手続についてはきちんと入れてほしいと思います。

あと、先ほど来県警の方には、本当に犯罪被害者支援について、日頃からももちろん配慮いただいているところではありますが、条例の文言として、「捜査の過程における配慮」みたいな文言は、規定されている条例も散見されますので、ぜひそれも入れていただきたい

と思います。

あと、冒頭に話をしました大規模事案における支援の実施ということと、県内に住所を有しない者に対する支援というのは、長野県の条例では必須ではないかと考えております。以上、まとめて言ってしまいましたが、何か御意見があればどうぞ。今日はたくさん意見を出す日という感じでお願いいたします。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

恐らく、今日お休みされている山本委員の御意見に重なるかもしれませんが、未成年者への支援というところで、学校教育についても、これは他県では条例に入っているところもございます。学校教育と学校における支援という内容についても、加えられると、より未成年者への支援につながるかと思いますので、山本委員が次回の会議でお話しされるところと重なってしまうかもしれませんが、一度出させていただきます。

○匂坂会長

ありがとうございました。

今、学校における支援というお話がありましたが、学校教育の場で子どもたちに対して教育をしていくというのは分かるのですが、学校における支援という、具体的にはどういう感じでしょうか。

○尾崎委員

学校における配慮ですかね。支援というよりは、文言としては「配慮」かもしれません。

○匂坂会長

承知いたしました。「学校における配慮」ということですね。

ほかに御意見ありましたら、どんどん意見を言ってください。

お願いします。

○宮坂委員

今のことに関連して、時間の関係があらうかと思いますが、実は、この職になったときに、他県のいろいろな研修に3回ほど出していただいて、実際に犯罪被害に遭った方々の体験談を聞かせていただいたんです。その中で、私らが陥ったことが1つあったのです。例えば、この例はご兄弟、お兄ちゃんが殺害されてしまった。そのときに、周りは妹さんに「お母さんやお父さんをちゃんと支えてあげてね」と言ったそうなんです。ところが、その妹さんは、「自分だって被害者じゃないか。だけどセンターの皆さんもみんな、お父さんやお母さんの支援ばかりして、私だって支援してもらいたいんだ」ということをおっしゃっていました。

それは、幾つかの考え方の中の1つでしたが、私にとっては結構ガクンと来たんですね。現にいろいろな支援をするときは、例えば、殺人事件だとすると、その奥さんとか、御主人とかという方の支援に力が行ってしまいがちで、例えば、御兄弟が亡くなられたときに、

兄弟の皆さんの支援ということは案外外れていたんですね。

それが今のと関連するのですが、学生だった場合は、やはりそこら辺の情報をどういうふうに提供するかという問題もあると思いますが、学校にもお立場があるので、やはり配慮というのは必要なのだと、これは私ら支援団体としても配慮する必要があるかと思いました。ちょっと関連します。

○勾坂会長

ありがとうございました。

ほかに何か御意見はありますか。

時間もなくなってきましたので、9の「支援に関する計画」、10の「支援推進体制」、11の「財政上の措置」、併せて何か御意見あればお願いします。

尾崎委員、お願いします。

○尾崎委員

支援体制に関連するところだと思われますが、「支援に当たっては被害者の声を取り入れる」ということは、文言として入れていただければと思います。「被害者の意見の反映、施策への反映」という条文は、支援体制の中に入れていただきたいと思います。

○勾坂会長

ありがとうございます。重要な視点だと思います。

ほかにございますか。私のほうから1点、最後の財政上の措置で、「財政上の措置を講ずるよう努める」とありましたので、「(よう)努める」というのは、ぜひ削除していただきたいというのが1点あります。

ほかにありますか。特にならなければ、時間となりましたので、ここで検討事項は終わりたいと思います。

議事全体を通して、委員から何か御発言はありますか。

宮坂委員、どうぞ。

○宮坂委員

ありがとうございました。第1回目から結構飛ばしていますね。県の皆さん、大丈夫でしょうか。勾坂さんのうまいリードで、一応要望・意見は言わせていただいたかと思えます。ありがとうございました。

○勾坂会長

ありがとうございます。

委員各位には、円滑な議事の進行に御協力いただきありがとうございました。以上で、本日の議事を終わらせていただきます。進行を事務局へお返しします。

○東補佐

勾坂会長、議事進行いただきありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。

ました。

５ その他

○東補佐

続きまして、次第５「その他」についてです。次回の開催日程は７月を予定しており、詳細については別途調整をさせていただきたいと思います。

連絡事項等について、質問等がございますか。

それでは最後に、柳沢人権・男女共同参画課長から、閉会の挨拶を申し上げます。

６ 閉 会

○柳沢課長

本日はお忙しい中、条例制定に向けて大変熱心に意見をいただきましてありがとうございます。本日いただきました意見は整理をさせていただきまして、次回の検討部会で改めて御協議いただきたいと思いますと思っております。

それに向けて、私どものほうで調整する際、場合によっては発言の真意や念のための確認とかということで連絡を取らせていただくこともあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

引き続き、それぞれのお立場から御指導をいただきますようお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。

○東補佐

以上で、長野県犯罪被害者等支援条例検討部会を閉じさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。